

## 緊急事態措置・まん延防止等重点措置・感染拡大傾向時における 【ワクチン・検査パッケージ制度】について

- 現在（10月25日以降）は、感染状況が落ち着き、県からの営業時間の短縮や人数制限等の要請はない状況ですが、
  - ① アクリル板等の設置（または座席の間隔を1m以上確保）
  - ② 手指消毒の徹底
  - ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
  - ④ 換気の徹底以上の4項目を中心に、業種別ガイドラインに基づく基本的な感染防止対策の実施を、引き続きお願いしているところです。
  
- 今後、感染が拡大し、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」のほか、「感染拡大の傾向が見られる場合」は、県から要請を行う予定です。
  
- 具体的には、飲食店等の皆様には、以下のことを要請する予定です。（**別紙1**参照）
  - ① 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること
  - ② 緊急事態宣言時におけるカラオケ設備の提供禁止（カラオケ喫茶、カラオケ店含む）
  - ③ 営業時間の短縮 等
  
- もし、これらの要請がかかることになった場合、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用することで、これらの一部が緩和されることとなります。
  
- 「ワクチン・検査パッケージ制度」とは、店舗の方に、入店者の「ワクチン接種証明」又は「PCR検査等の陰性の結果通知等」のいずれかの確認と、身分証明書による本人確認を実施いただくことで、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置等で課される行動制限が緩和される制度です。
  
- 店舗に5人以上で来店されたお客様について、グループ全員のワクチン接種歴等の確認と、身分証明書による本人確認を行っていただくことで、「同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食」が可能となります。なお、4人以下で来店されたお客様については、確認の必要はありません。

また、緊急事態宣言時には、来店者全員について、同様に確認いただくことで「収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供」が可能となります。

(5人以上のお客が多い店舗には、有効な制度と思われます。)

(カラオケ設備を設置している店舗やカラオケ店では、お客様がお一人でも確認いただく必要はありますが、緊急事態宣言下でもカラオケ設備の提供が可能となります。)

- なお、営業時間の短縮要請や、基本的な感染対策の実施については、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用しても緩和はされません。引き続き遵守いただく必要がありますので、御留意ください。
- 「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用しない場合は、入店者の「ワクチン接種証明」又は「PCR検査等の陰性の結果通知等」の確認や、身分証明書による本人確認を実施する必要はありませんが、「同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること」、「緊急事態宣言時、カラオケ設備は提供禁止」となります。
- また、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用していない場合や、適用店舗として登録していてもワクチン接種証明等の確認や本人確認を実施していない場合に、「同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食」、「緊急事態宣言時におけるカラオケ設備の提供」を行ったときは、県からの要請を遵守していないこととなり、千葉県感染拡大防止対策協力金は支給されませんので、御注意ください。
- 「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用したい場合は、あらかじめ千葉県に申請し、登録をしていただく必要があります。  
申請方法は、原則電子申請となりますが、郵送による申請も可能です。電子申請用のサイト、申請書等の郵送先については、チラシを御覧ください。令和3年12月13日(月)午前9時から登録申請を受付します。  
登録に関する問い合わせ先は、チラシ表面の「千葉県ワクチン・検査パッケージ飲食店登録事務局」(電話:050-3358-6537)となります。
- 登録申請時点で認証店又は確認店の認証を受けていない飲食店については、原則として「ワクチン・検査パッケージ制度」の事前登録の前に、認証を受ける必要があります。問い合わせ先につきましては、チラシ裏面の「留意事項」を御覧ください。
- 「ワクチン・検査パッケージ制度」の概要、今後の流れなど、併せてチラシで御確認いただき、申請について御検討いただければと思います。